

## 教科書検定の改善に関する検討体制について

- 「教科用図書検定調査審議会運営規則」第4条の規定に基づき、「教科書検定の改善について（審議要請）」を受けた具体的な改善方策について、総括部会において検討する。

「教科用図書検定調査審議会運営規則（昭和31日年11月30日教科用図書検定調査審議会決定・平成31年3月26日一部改正）」抜粋

第4条 審議会に、次の表のとおり、部会を置く。

部会の名称	分担事項
第1部会～第10部会	(略)
総括部会	第1部会から第10部会までの各部会の分担事項の総括的事項及びこれらの分担事項のいずれにも属していない事項に関すること。

- 総括部会に属する委員は、「教科用図書検定調査審議会令」第5条第2項の規定に基づき会長が指名することとされており、総括部会の委員は参考資料2のとおりとしている。

「教科用図書検定調査審議会令（昭和25年5月19日政令第140号）」抜粋

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

# 教科用図書検定調査審議会の部会・小委員会の構成(令和元年度～)

